

「23GHz 帯無線伝送システムの技術的条件」の審議について

1. 審議開始の背景

23GHz 帯(23.2～23.6GHz)のケーブルテレビ事業用無線伝送システムは、現在、受信点からヘッドエンドまでの連絡線、河川横断用及び離島への伝送など、ケーブルテレビの中継伝送等に利用されており、デジタル変調方式としては、四相位相偏移変調方式(QPSK)又は一六値直交振幅変調方式(16QAM)が制度化されている。

地上デジタル放送への完全移行を踏まえたデジタル難視地区のケーブルテレビによる巻き取りや、災害発生時の幹線の応急復旧など、23GHz 帯の無線伝送システムを用いて、効率的にネットワークを構築するニーズが高まっている。

このような背景を踏まえ、現在ケーブルテレビネットワークを流れる直交周波数分割多重方式(OFDM)や六四値直交振幅変調方式(64QAM)等のデジタル信号を、変調方式を変えることなく 23GHz 帯で伝送するために必要な技術的条件について検討を行うものである。

2. 審議内容

「ケーブルテレビシステムの技術的条件」のうち「23GHz 帯無線伝送システムの技術的条件」

3. 検討体制

既存の放送システム委員会(主査:伊東 晋 東京理科大学教授)において検討を行う。

4. 答申を予定する時期

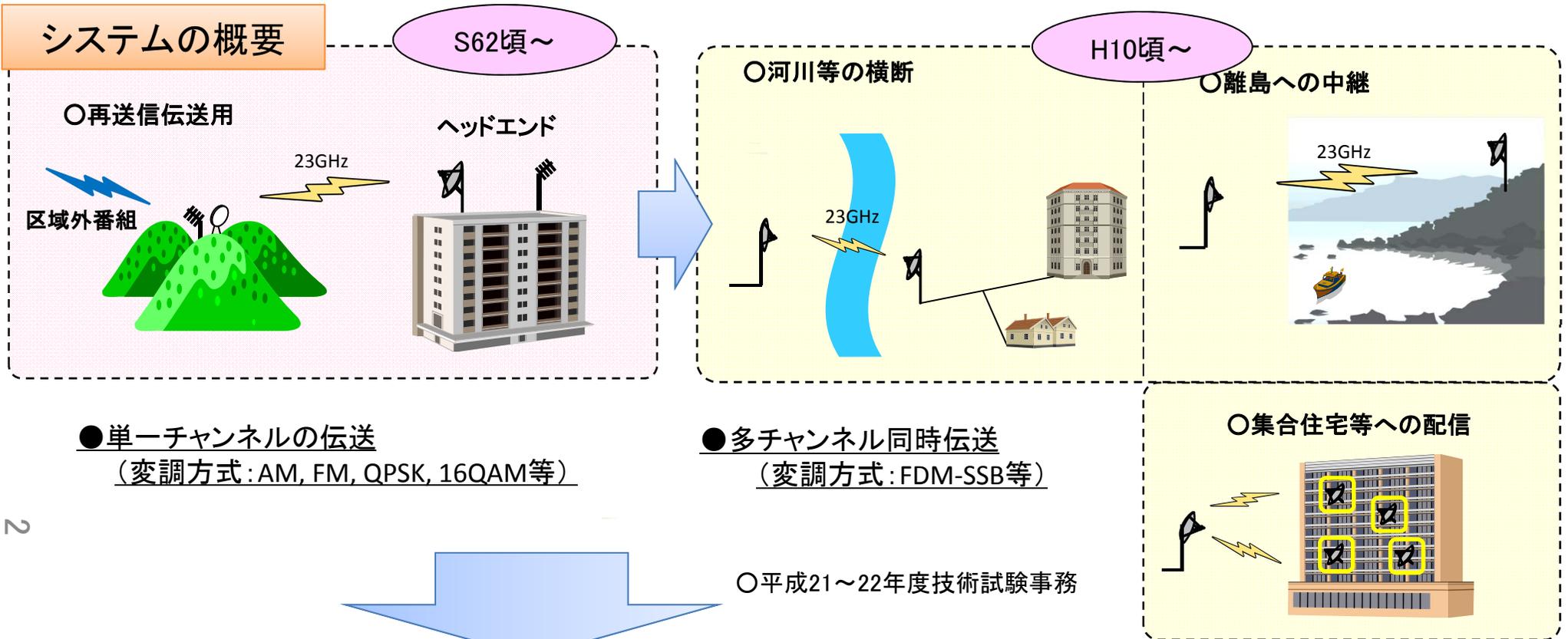
平成 24 年3月頃

5. 答申後の行政上の措置

関係省令等の改正に資する。

「23GHz帯無線伝送システムの技術的条件」の審議について

システムの概要



今回の検討内容

- デジタル・ケーブルテレビ信号
の非再生中継
(変調方式:OFDM, 64QAMの追加)

